

<p>別記算式 (額面金額－発行価額)／発行の日から償還の日までの年数×(発行の日から供託の日までの年数) この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。</p>	<p>改正後</p>	<p>別記算式 (額面金額－発行価額)／発行の日から償還の日までの年数×(発行の日から供託の日までの年数) この式の計算は、額面金額10円ごとに行い、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。</p>	<p>改正前</p>
<p>〇総務省令第七十八号 地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十四号)の一部の施行に伴い、並びに地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十三条第六項及び第七項、第三十五条第二項第二号、第六十六条の四第二項並びに第二百二十二条の六第三項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。 平成二十九年十二月一日 総務大臣 野田 聖子</p>	<p>地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令 地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>〔字法人〕 第二条 法第十三条第七項に規定する総務省令で定めるものは、次条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。 (会計の原則) 第三条 〔略〕 第四条 法第三十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。 2 法第三十五条第二項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 (有価証券) 第五条 法第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。</p>	<p>〔新設〕 第一条 〔同上〕 (会計の原則) 第二条 地方独立行政法人法(以下「法」という)第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。</p>
<p>省 令</p>	<p>改正後</p>	<p>改正前</p>	<p>改正前</p>

〔監事の調査の対象となる書類〕
第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という)第十三条第六項に規定する総務省令で定める書類は、法及び地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号。以下「令」という)の規定に基づき設立団体(法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ)又は関係市町村(法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ)の長に提出する書類とする。

〔新設〕

〔一〕三 略

〔一〕三 同上

(金融機関)

第六条 「略」

(一) 一般地方独立行政法人の理事長への再就職者による依頼等の届出の様式

第七条 令第十六条に規定する総務省令で定める様式は、別記様式とする。

(資産及び負債に関する書類)

第八条 法第六十六条第二項(第六十六条の四第二項により読み替えて準用する場合を含む。)に規定する移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

「一・二 略」

「削る」

第九条 令第二十三条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(土地の取得に関する基準)

「一 略」

二 長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により当該土地を一括して取得する場合に要する補助金等の総額が、当該土地の段階的な取得(令第二十三条第三号に規定する段階的な取得をいう。)を行う場合に要する補助金等の総額に比して相当程度減少する見込みがあるものであること

(金融機関)

第三条 「同上」

「新設」

(資産及び負債に関する書類)

第四条 法第六十六条第二項に規定する移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

「一・二 同上」

(公立大学法人が経営を支配している法人)

第五条 法第七十九条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるものは、第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

(土地の取得に関する基準)

「一 同上」

二 長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により当該土地を一括して取得する場合に要する補助金等の総額が、当該土地の段階的な取得(令第十八条第三号に規定する段階的な取得をいう。)を行う場合に要する補助金等の総額に比して相当程度減少する見込みがあるものであること

(長期借入金又は債券の償還期間)

第十条 令第二十五条に規定する総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

「一・三 略」

(設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等)

第十一条 設立団体の長は、法第八十一条各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人(同項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

「2 略」

第十二条 第十六条 「略」

(担任設立団体申請等関係事務処理業務等の引継ぎ等)

第十七条 申請等関係事務処理法人(法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下この条において同じ。)は、法第二百二十二条の六第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 担任設立団体申請等関係事務処理業務(法第二百二十二条の二に規定する担任設立団体申請等関係事務処理業務をいう。以下この項において同じ。)を当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務(法第二十一条第五号に規定する申請等関係事務をいう。以下この条において同じ。)を担任する設立団体の長その他の執行機関に引き継ぐこと。

二 担任設立団体申請等関係事務処理業務に関する帳簿、書類及び資料を当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を担任する設立団体の長その他の執行機関に引き継ぐこと。

三 その他担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を担任する設立団体の長その他の執行機関が必要と認める事項

(長期借入金又は債券の償還期間)

第七条 令第二十条に規定する総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

「一・三 同上」

(設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等)

第八条 設立団体(法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の長は、法第八十一条各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人(同項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

「2 略」

第九条 第十三条 「同上」

「新設」

<p>2 申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務（法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村申請等関係事務をいう。以下この項において同じ。）を行うものに限る。）は、法第二百二十二条の七の規定により読み替えて準用する同法第二百二十二条の六第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一 担任関係市町村申請等関係事務処理業務（法第二百二十二条の七に規定する担任関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この項において同じ。）を担当担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る関係市町村申請等関係事務を担任する関係市町村の長その他の執行機関に引き継ぐこと。</p> <p>二 担任関係市町村申請等関係事務処理業務に関する帳簿、書類及び資料を担当担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る関係市町村申請等関係事務を担任する関係市町村の長その他の執行機関に引き継ぐこと。</p> <p>三 その他担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る関係市町村申請等関係事務を担任する関係市町村の長その他の執行機関が必要と認める事項</p> <p>（他の省令の準用） 第十八条 「略」</p> <p>別記様式（第七条関係） 様式 別紙 挿入</p>	<p>（他の省令の準用） 第十四条 「同上」</p> <p>【新設】</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

【別記様式（第七条関係） 別紙】
再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出
（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条の 2 関連）

平成 年 月 日

一般地方独立行政法人の理事長 あて

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者	
（ふりがな） 氏名	一般地方独立行政法人における地位
2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等	
（ふりがな） 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位
3 法令等違反行為の要求又は依頼の内容	